

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、皆様のご理解とご協力をいただき、感謝しております。新型コロナ感染状況を鑑み、下記のとおり特別対応していきたいと思います。

1. 対象区分・公欠期間

区分	事由	公欠期間等	証明書类等
1	学生本人が感染した場合	症状が出た日から10日間以上経過かつ症状軽快から72時間以上経っていること。	要 (診断書等)
2	感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して原則5日間	不要
3	発熱の症状がみられる場合（ワクチン接種後2日以内を除く）	学生自身が回復と判断した日までとする。ただし、病院での診断を受け、その結果を報告すること。	不要 4日以上続く場合は要 (通院時の領収書等)
4	ワクチン接種後2日以内の期間で発熱、倦怠感など副反応が疑われる症状が認められる場合 ワクチン接種実施日と授業が重なった場合	学生自身が回復と判断した日までとする。	不要 ただし、4日以上続く場合は要 (通院時の領収書等)

【補足事項】

- ・公欠の開始日は、教学課に連絡した日とする。
- ・公欠の終了日は、経過観察ののち、治癒・回復した旨を教学課に連絡した日とする。
(公欠の終了日が公欠の開始日と同一の日であることもありうる。)
- ・公欠の解除日は、公欠の終了日の翌日とする。
- ・医療機関を受診し「新型コロナウイルス感染症またはその疑い」以外の診断が出された場合、受診後の授業については本件の公欠対象としない。

2. 連絡手続き

上記事由により欠席する場合は、下記のアドレスにメールで連絡をした後に、教学課へ電話をしてください。公欠期間終了後、7日以内に教学課の窓口で公欠届の手続きを行ってください。

メール連絡は件名を「新型コロナ関係報告」とし、①学籍番号②氏名③区分④現在の体調や状況⑤履修科目⑥当日遠隔対応希望の有無 を送ってください。

メールアドレス： kyogaku@y-nm.ac.jp
電話番号： 059-340-0703 教学課

3. 四日市看護医療大学公認欠席等に関する細則の適用

該当者は「四日市看護医療大学公認欠席等に関する細則」の第2条(2)及び(4)を適用する。

4. その他

- (1) 当面後学期も予定しますが、感染対策基準等で変更が生じる場合もあります。
- (2) 授業内容や学外実習等における対応は、授業担当教員また学科長に確認してください。
- (3) 当日の遠隔対応は、演習・グループワークの授業形態により対応できない場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 基礎疾患や健康に不安のある場合、学科長・教学課に相談してください。

以上